

# 寄居町災害廃棄物処理計画 (概要版)

令和4年7月

寄居町

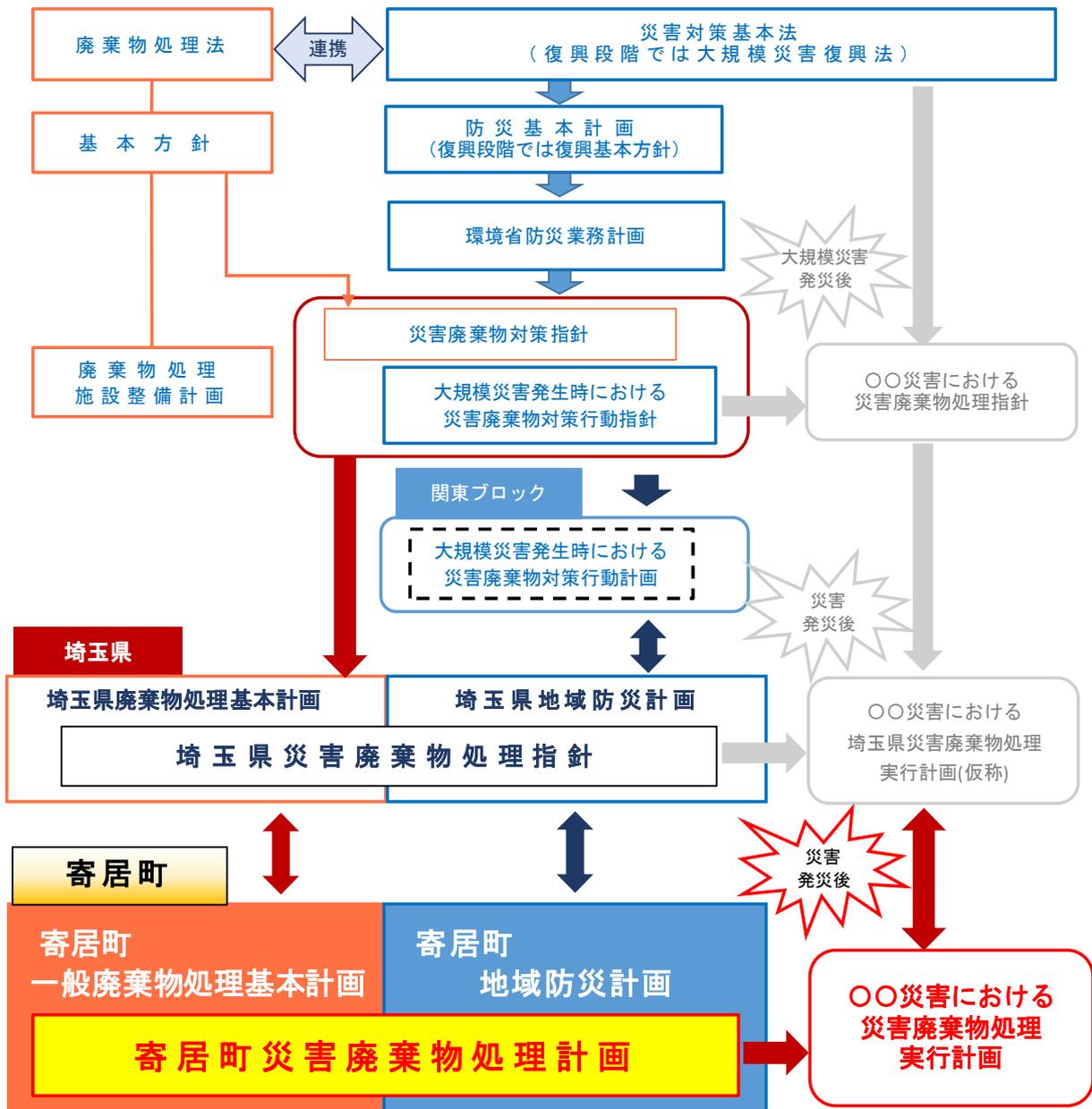


# 1 目的

東日本大震災、熊本地震及び九州北部豪雨等、全国各地で頻発している自然災害を踏まえて、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施と迅速な復旧・復興に資することを目的として、寄居町災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

# 2 位置づけ

本計画は、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な役割を示すものであり、環境省の定める災害廃棄物対策指針や廃棄物処理法に基づき策定し、埼玉県災害廃棄物処理指針及び寄居町地域防災計画等との整合を図り、平時及び災害時における本町の災害廃棄物対策について整理します。



参考：災害廃棄物対策指針（平成30年改定）

## 3 計画の構成

### 第1章 総則

#### 第1節 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の背景及び目的
2. 計画の位置づけ
3. 処理主体
4. 災害廃棄物の基本的な流れ
5. 処理の基本方針
6. 処理期間
7. 計画の見直し

#### 第2節 対象とする災害及び災害廃棄物の種類

1. 対象とする災害と被害想定
2. 対象とする廃棄物

### 第4章 災害廃棄物対策

#### 第1節 災害廃棄物処理

1. 処理スケジュール
2. 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ
3. 仮置場の選定・準備
4. 仮置場の設置
5. 仮置場の管理・運営
6. 仮置場の返還
7. 環境モニタリング
8. 分別・処理・再資源化
9. 被災家屋の解体・撤去
10. 適正処理が困難な廃棄物
11. 稲わら等の対応

### 第2章 災害廃棄物対策に関する体制

#### 第1節 組織体制・指揮命令系統

1. 災害対策本部
2. 災害廃棄物処理チーム
3. 災害廃棄物処理チームの業務内容

#### 第2節 協力支援体制

1. 関係機関との連携
2. 受援体制の整備
3. 災害廃棄物処理支援制度（人材バンク）の活用
4. 事務委託

#### 第3節 情報連絡体制

1. 情報収集

#### 第4節 災害廃棄物対策に係る研修、訓練及び演習の実施

### 第5章 町民への広報啓発

#### 第1節 広報啓発周知方法

1. 平時
2. 災害時

### 第6章 災害廃棄物処理実行計画

#### 第1節 実行計画の策定

#### 第2節 実行計画の見直し

### 第3章 災害廃棄物の推計等

#### 第1節 災害廃棄物の推計式

1. 災害廃棄物発生量等の算定
2. 仮置場必要面積の算定
3. し尿、生活ごみ・避難所ごみの算定

#### 第2節 一般廃棄物処理施設の概要

1. 一般廃棄物処理施設
2. 一般廃棄物処理施設の稼働状況についての情報収集

### 第7章 災害廃棄物処理による補助金

#### 第1節 補助金の種別

#### 第2節 申請事務

1. 活動の記録
2. 申請の流れ

## 4 処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理の基本方針は、次のとおりとします。

### 1 迅速な処理

- ・災害廃棄物の適正な処理体制を確保し、時々刻々と変化する状況に迅速に対応することで、町民の生活環境を保全し、地域の早期復興を図ります。

### 3 衛生的な処理

- ・腐敗性廃棄物は、悪臭や害虫の発生等を考慮し、生活衛生の確保を最重要事項として対応します。
- ・し尿や生ごみについては、速やかに分別収集し、優先的に焼却処分を行います。

### 5 リサイクルの推進

- ・多量に発生する災害廃棄物の分別を徹底し、リサイクルを推進します。

### 2 計画的な処理

- ・一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場を適正に配置し、計画的に処理します。
- ・本町による処理が困難な場合は、県や近隣市町村等と連携して処理を行います。

### 4 環境に配慮した処理

- ・混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正な処理を行います。
- ・特に不法投棄及び野焼きの防止には十分留意します。

### 6 安全な作業の確保

- ・発災時の清掃業務は、発生量や廃棄物の組成、危険物の混入等が考えられることから、作業に従事する町民、民間事業者、ボランティア及び町職員の安全確保に努めます。

## 5 対象とする災害と被害想定

本計画では、寄居町地域防災計画及び埼玉県災害廃棄物処理指針に基づき、本町に与える被害が最も大きく、災害廃棄物発生量の排出が多い「関東平野北西縁断層帯地震」の被害想定を用いて対策を行います。また、気象条件等は、寄居町地域防災計画における被害が最も大きい「冬の夕方 18 時 風速 8m/s 破壊開始点北」を想定します。風水害に関しては、本町では被害想定が出ていないため、地震に準じ対策を行うこととします。

また、火山噴火に関しては、富士山の噴火により本町でも 0.5 cm の降灰が予測されていますが、これらによる被害に関して想定が困難であるため、地震に準じて対策を行うこととします。

表 1 想定する地震

| 種 類              | 活断層で発生する地震               |
|------------------|--------------------------|
|                  | 関東平野北西縁断層帯               |
| 震 源              | 深谷断層・綾瀬川断層               |
| 規 模<br>(マグニチュード) | M8.1                     |
| 発生するとされている確率     | 今後 30 年以内の発生確率は 0～0.008% |

出典：寄居町地域防災計画

関東平野北西縁断層帯地震の被害想定を以下に示します。

### ①建物被害

表 2 建物の被害棟数

| 被害区分        | 条件    | 被害予想結果     |            |
|-------------|-------|------------|------------|
|             |       | 全壊数<br>(棟) | 半壊数<br>(棟) |
| 揺れによる被害     | 木造建物  | 2,257      | 1,211      |
|             | 非木造建物 | 137        | 290        |
|             | 小計    | 2,393      | 1,501      |
| 急傾斜地崩壊による被害 |       | 8          | 18         |
| 火災による被害     |       | 261        |            |
| 延べ棟数        |       | 2,662      | 1,519      |

出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）

## ②避難者数

予想される避難者数を以下に示します。

表 3 想定避難者数

| 避難者数     | 人数（人） |
|----------|-------|
| 発災 1 日後  | 5,185 |
| 発災 1 週間後 | 6,883 |
| 発災 1 か月後 | 9,090 |

出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）

## ③上下水道の被害

予想される上下水道の被害を以下に示します。

表 4 上下水道の被害

| 上水道 | 断水人口（人）   | 断水率（％） | 被害箇所数    |
|-----|-----------|--------|----------|
|     | 27,729    | 77.5   | 191      |
| 下水道 | 機能支障人口（人） | 被害率（％） | 被害延長（km） |
|     | 2,518     | 35.8   | 12       |

出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）

関東平野北西縁断層帯地震における災害廃棄物発生量を表 5～6 に示します。

表 5 災害廃棄物発生量（被害区分）

| 揺れ<br>(t) | 液状化<br>(t) | 急傾斜地崩壊<br>(t) | 火災<br>(t) | 合計<br>(t) |
|-----------|------------|---------------|-----------|-----------|
| 433,305   | —          | 1,864         | 15,601    | 450,770   |

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針

表 6 災害廃棄物発生量（種類別）

| 可燃物<br>(t) | 不燃物<br>(t) | コンクリートが<br>ら<br>(t) | 金属<br>(t) | 柱角材<br>(t) | 合計<br>(t) |
|------------|------------|---------------------|-----------|------------|-----------|
| 34,829     | 130,400    | 258,807             | 13,678    | 13,055     | 450,770   |

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針

※四捨五入により、合計の数値が合わない場合があります。

## 6 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、道路啓開や建物の被害による「災害がれき」、  
「取り扱いに配慮が必要な廃棄物」及び「生活に伴う廃棄物」とします。

表 7 対象とする廃棄物

| 種類             |            | 内容  |
|----------------|------------|---|
| 災害がれき          | コンクリートがら   | コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等  |
|                | 木くず        | 柱・梁・壁材等の廃木材   |
|                | 金属くず       | 鉄骨や鉄筋、アルミ材  |
|                | 可燃物        | 繊維類、紙、プラスチック等が比較的多く含まれる混在した可燃性廃棄物   |
|                | 不燃物        | ガラス、陶磁器、煉瓦、瓦等が比較的多く含まれる混在した不燃性廃棄物（がれき類）   |
| 取り扱いに配慮が必要な廃棄物 | 廃家電        | 被災家屋から排出される家電（家電 4 品目/小型家電/その他家電製品）<br>※家電 4 品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）については、関連法令に基づき処理を行う。               |
|                | 腐敗性廃棄物     | 畳、被災冷蔵庫等から排出される食品、水産加工工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等  |
|                | 有害廃棄物・危険物  | 石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医療品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物等 |
|                | 廃自動車・廃自動二輪 | 自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車等  |
|                | その他処理困難物等  | 石膏ボード、廃船舶等、ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）   |
| 生活に伴う廃棄物       | 生活ごみ       | 被災家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ  |
|                | 避難所ごみ      | 避難所（自主防災組織が開設する自主避難施設を含む）から排出されるごみ（容器包装、段ボール、衣類等）や使用済み簡易トイレ   |
|                | し尿         | 仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水   |

※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行います。

※埼玉県災害廃棄物処理指針及び災害廃棄物対策指針を参考に作成

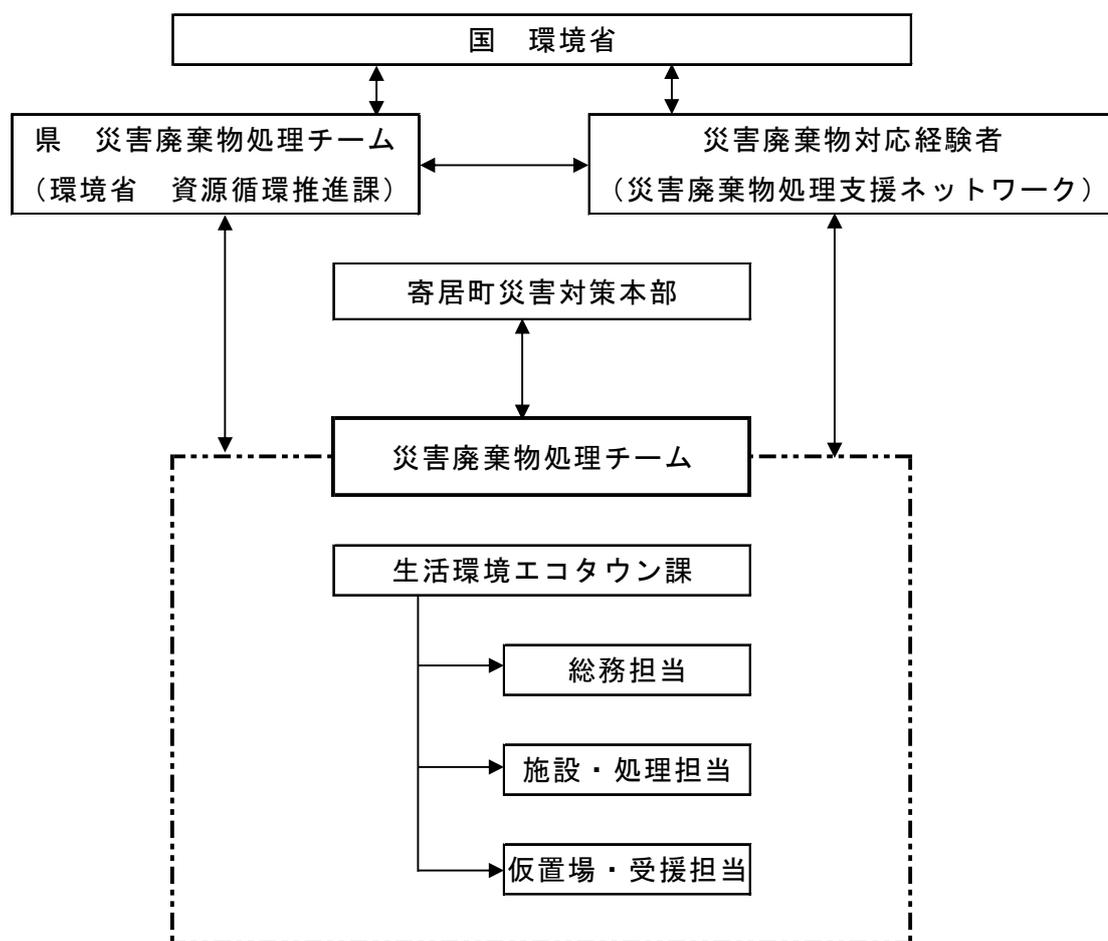
## 7 災害廃棄物処理体制

発災直後の非常参集等の配備体制と業務は、地域防災計画で定めるとおりとします。

災害廃棄物処理を担当する組織については、次のとおりに定めます。

なお、人員については、災害の規模により適宜必要人数を配置します。その際、当初は生活環境エコタウン課職員を配置し、増員が必要になった場合は関係課と調整することとします。

さらに、災害対策本部閉鎖後においても、災害廃棄物処理が継続する間は災害廃棄物処理チームが処理業務を継続することとします。



出典：市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル（平成 28 年 3 月 埼玉県清掃行政研究会）に一部加筆

図 1 災害廃棄物処理対策組織の構成

②協力・支援体制

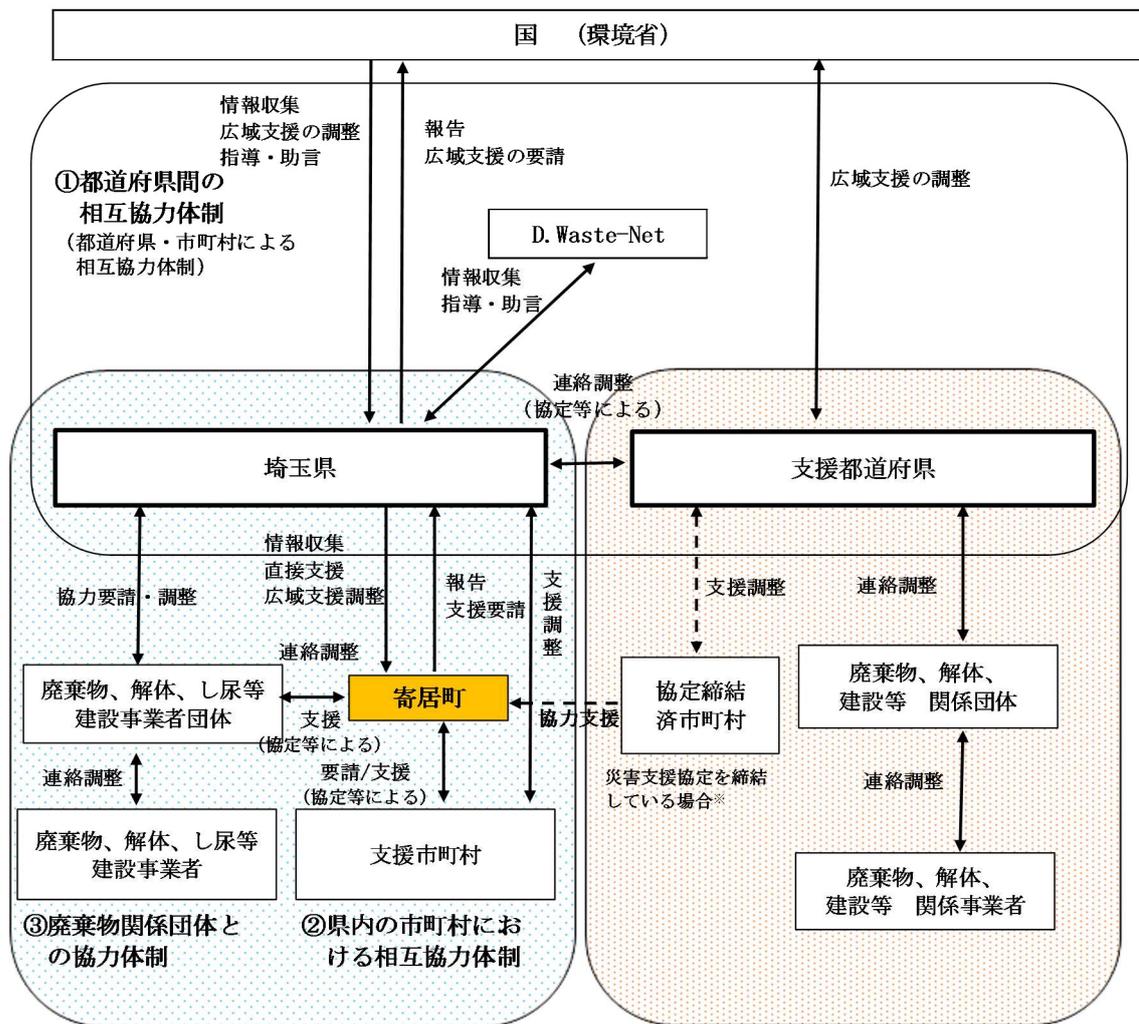


図 2 県内及び県外との協力・支援体制

## 8 災害廃棄物の処理

### 【処理スケジュール】

災害発生から復旧・復興に向け、本町、県、関係事業者、町民が連携し処理にあたり、3年以内に処理業務を完了することを目標とします。被災規模が大きく広範囲にわたる大規模災害の場合で大量の災害廃棄物の発生が見込まれ、3年以内に処理を終えることが困難な場合は、国、県と連携調整の上、広域処理等の対応を行うこととします。

表8 処理スケジュールの考え方

| 時系列 | 時期区分   | 体制整備    | 廃棄物処理  |
|-----|--------|---------|--|
|     | 災害発生前  | 平時      | 組織体制の整備<br>協力・支援体制の整備<br>職員の教育訓練<br>一般廃棄物処理施設の強靱化の検討<br>し尿・避難所ごみ対策の検討<br>処分方法の検討<br>(災害廃棄物発生量の推計)<br>収集運搬体制の検討<br>仮置場の検討<br>住民等への広報啓発方法の検討 |
|     | 発災数日前  | 初動対応準備期 | 組織体制の確認<br>廃棄物処理施設の安全性の確認<br>仮置場の事前準備<br>住民等への広報の準備  |
|     | 発災後数日間 | 初動期     | 体制整備<br>被害状況把握<br>し尿・避難所ごみの処理<br>災害廃棄物発生量の推計<br>仮置場の設置及び住民等への周知<br>収集運搬体制の整備   |
|     |        | 応急対応期   | 関係機関等と連携した体制整備<br>災害廃棄物処分方法の検討<br>災害廃棄物処理実行計画の策定<br>仮置場の管理・運営<br>環境対策・環境モニタリング<br>損壊家屋等の撤去・解体<br>県への事務委託の検討                                |
|     | 3ヶ月程度  | 復旧・復興期  | 状況に応じた体制の見直し<br>災害廃棄物の処理及び進行管理<br>仮設処理施設の設置判断<br>災害廃棄物処理に係る補助金申請手続き  |

【処理フロー】

災害時においても可能な限り再資源化を推進します。被災した家電製品、自動車等については、可能な限り分別を行い、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底します。危険物及び有害物は、適正に保管し、確実な処理を行います。

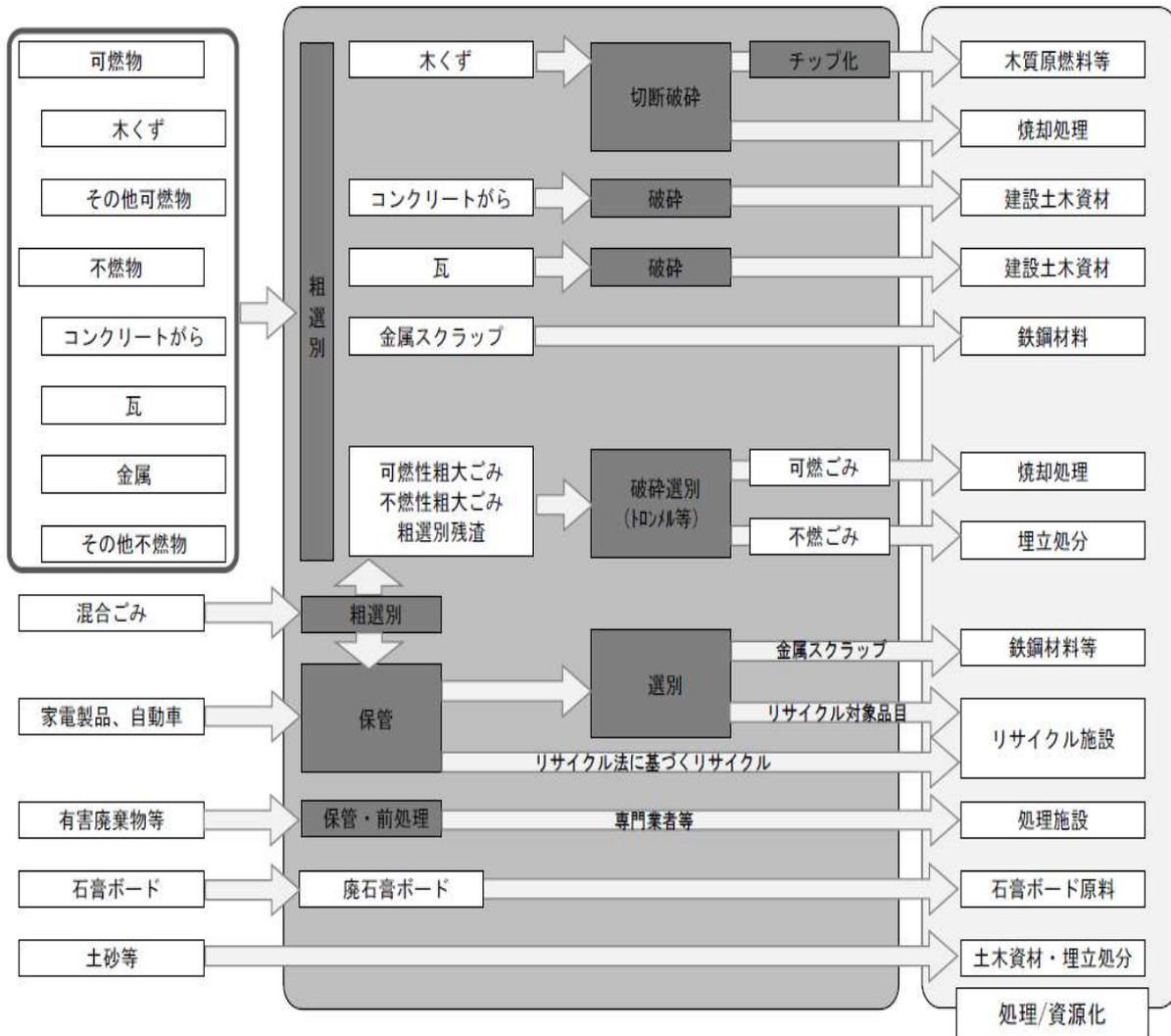


図3 災害廃棄物の処理フロー（例）

## 【仮置場】

仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管しておく場所であり、発災後の災害廃棄物処理を円滑に進めるには、平時に仮置場候補地を選定しておく必要があります。本町は、発災に伴う災害廃棄物を保管する「一次仮置場」を速やかに開設する必要があるため、一次仮置場の候補地を事前に選定しておくことが重要です。

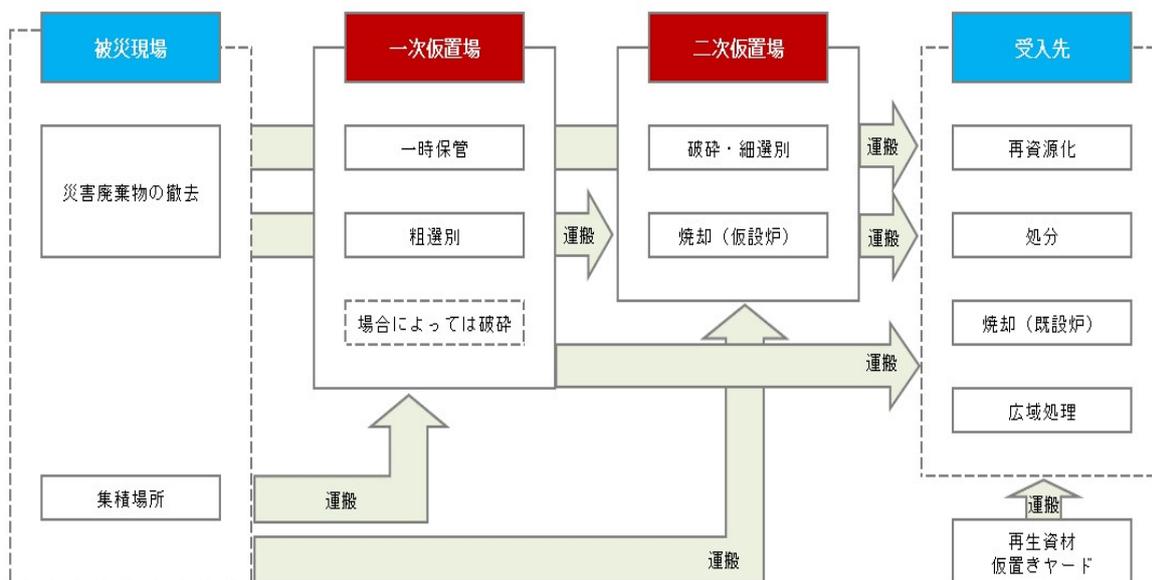


図4 災害廃棄物の流れ

※集積場所とは、被災現場の住民付近に設定した災害廃棄物の集積所（通常の生活ごみを収集するための集積場所を設定する場合もある。）

※再生資材仮置きヤードとは、復旧・復興事業が開始され、再生資材が搬出されるまでの間、仮の受入先として一時保管する場所。

出典：災害廃棄物対策指針（技 18-1）

### 〈仮置場の必要面積〉

発災時の災害廃棄物発生量から、必要となる仮置場面積を算出し、仮置場候補地から使用する場所を確定します。また、被害想定からの災害廃棄物発生量を基に、仮置場必要面積を算出します。

## 9 災害廃棄物処理実行計画

実際に発生した災害による被災状況、災害廃棄物量に応じて、災害廃棄物の処理方法・処理体制等を定める必要があるため、「災害廃棄物処理実行計画(以下「実行計画」という。)」を策定していきます。



出典：災害廃棄物対策指針

図5 災害廃棄物処理計画及び実行計画の位置付け